

時事新聞定費  
時事新聞は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況概  
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し  
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

本社(寄稿)付  
一行五箇字廿四日一以上一六日以上七日以上  
付十三日一以上一十五日以上

時車新報  
近報に據るに銀價の下落は益々甚しく昨今倫敦の相  
場は三十七片八分の間なり云々我國人の最も注意す  
可き所なり近報のエコノミストを見るに「銀」と題し  
て銀價の成行を論じたる一篇あり立論の精神は兩本  
位説を排斥し専ら自國の爲めにするものにして少し  
く適切ならざるの嫌なきに非ざれども銀の問題は目  
下世人の注意を要する事柄なるにより参考の爲め抄  
譯して茲に掲ぐるものなり

北米合衆國の議會が一昨年度のブランド法案(銀塊買  
收法案)を議決するや世の兩本位論者は熱心に贊成の  
意を表したり蓋し論者は今の世界に於て銀の價を回復  
するの法は各國一致して兩本位の制度を採用するに在  
りて銀價の處置を見て大に此目的を助成するもの  
なりと認めたるものとならんれども實際に於ては當に  
銀の價を高めざるのみか之を平準に保つんとさへ能以  
ずして今其見込の全く間違ひなるを暴露したるもそ  
も又忽ち下落して其騰るや烟火の揚るが如く其下るや  
黒玉の落るに異ならず而して同法發布の後、銀價の市  
場は其常を失して絶えず非常の變動を蒙り従前に比  
して此二箇年の間に價の浮沈甚だしきは左の表を見て  
知可し

年	最高價	最低價	最高價の差
千八百八十八年	四十四片	二十八片	十六片
千八百八十九年	四十四片	二十六片	十八片
千八百九十年	四十四片	二十六片	十八片
千八百九十一年	四十四片	二十六片	十八片
千八百九十二年	四十四片	二十六片	十八片

千八百八十八年及び千八百八十九年に於ては銀の市場  
は異常の態を失はず即ち此兩年間に銀一オンスの價は  
四十四片六分九厘より上に出で四十一片八分五厘より  
下に落ち其間の差は二年間を通じて二片十六分十  
五厘に過ぎりしもの千八百九十年には五十四片八分五  
厘より四十三片十六分十一厘の間を昇降して十片十六分十  
五厘の差を呈し千八百九十一年より本年に至りては四十  
八片四分三厘より三十七片八分七厘にして其差は十片十六  
分十五厘に及り千八百九十年の中間より今日に至るま

で銀價の浮沈は五十四片八分五厘より三十七片八分七厘  
の間にして其浮沈の大きなるは過去十八年の間に曾て見  
る所なり而して此現象は専ら銀塊買收法實施の結果た  
るを認認せざる可らず法律を以て銀の價を維持せんと  
する計畫の無益なるも斯くも明白なりとして扱事の  
實際を案するに彼の萬國銀貨會議に代表者を派遣する  
ふことに同意したる各國の政府も唯も苟くにも兩本位論  
者の説を採用するが如きは到底望む可きに非ず即ち其  
過半は米國に對する會釋として銀の問題に就て席上の  
討論を繰返すも唯も最初よりして實際に云々するの意  
なきものなればなり左れば其會議も各國をして兩本位  
制度の採用に一致せしむるの望なきは無論、會議の不  
始末よりして米國政府の銀塊買入れも自から停止する  
に至る可しとて米國の成行に就て人々危懼の念を抱く  
も亦止むを得ざる所にして其言を聞くに米國政府が世  
界に産する銀の總額の五分二を賣收するにも拘はらず  
其價は現に前古未曾有の下落を見たる其處に若し米國  
に買入を停止して年々その方に吸収されたる五千四百  
萬オンスの額が市場に現はるに至らば其下落は如何  
なるに達す可きやと云ふに在り又一の心配は若し米  
銀價の下落甚だしきに至れば東洋爲替相場場の變動より  
貿易上并に理財上非常に困難を見て一大災厄は避く  
可らずと云ふに在りて彼の印度の造幣所に銀貨の鑄造  
を禁し單本位の制度を立てんとて頻に運動する所の印  
度貨幣協會の組織の如きも之が爲めに外ならず而して  
米國にて銀の買入を停止する其上に又印度にて之を  
排斥するももたらば銀の市場は根柢より破壊に至る  
可きが故に其運動は延て英國に於ける不安の人心に益  
々甚だしきを加へたり印度貨幣協會の提議に關しては  
別に論ずる所あれども本米國の造幣所にて銀の鑄造  
を止むるが如きは現在の問題に於ては殆んど取るに足  
らざるの細事件にふもそれ其提議の如きも政府の考  
慮を煩はす可き程のものに非ず左れば是れは問題の外  
として抑も米國の成行に關して世人の危懼する所のも  
のに全くの想像にして苟も普通の知識を備ふるものは  
何人も取合はざる所なれども茲に世人の注意を望む所  
のものには銀貨今日の下落は需用供給の現状に原るもの  
に非ずして未來に於ける不味の情況を恐るるが爲めに  
來りたるの一串なり銀塊買收停止の結果の如き實際に  
恐るるに足らざるは曾て論じたる所にして米國の政府  
に於て其買收を止むるときは之と同時に速に銀の産出  
額の減少を見る可きのみ今日に於ては米國の銀家は  
大蔵省と名ぐる多々ます、辨する所の大得意を有す  
るが故に其産額を金に代ふるに難し不自由を感せずし  
て容易に賣業するもなれども若し其賣口にして遠  
に差がるに至れば銀塊は忽ち賣業者の手に墜積して中  
には餘積なくして廢棄するものもある可し然かのみな  
らず米國の投機者はブランド法案の議決を見込み大蔵  
省に賣付て奇利を博せんと目的にて大に銀を賣占  
めたりしが爾來銀の産出額を増加せし爲めに其目的全  
く阻斷し止むを得ず市場を他に求めて其重荷を御さん  
と計りたるが故に當に其價を下落せしめたるのみなら  
ず印度の市場の如きは非常の供給を以て充さるるに至  
り千八百九十一年三月三十一日を以て終る一期の會計  
年度に印度に輸入したる銀額は從來一年の平均九百四  
十萬(US)に比し一ルビーの十倍に對して千四百二十  
萬(US)の多きに及べり即ち過去二年の間に米國に於ては

爲の爲めに恰も商賣沈滞の季節に際して非常の供給を  
受け殆んど其處置に苦しみたるものなり右の次第にし  
て此二年間の景況は全く一時の變態を免れず即ち銀の  
市場は未來に於ける困難の恐怖心を以て壓着されたる  
其上に從來増積したる銀の始末の爲め又買收法と名く  
る人の産出獎勵法に於て廢止するに至れば銀の産  
出額の減少す可きは無論、その價の下落の爲めに幾分  
か需用の増加するもも疑ふ可らず銀の價のいよ下  
落すれば通貨として從前の效用を達するに益々その  
額の多きを要す可ければなり然りと雖も商賣の一點よ  
り見るときは銀の價の如き必ずしも深く關心するに足  
らず商賣を傷ふものには其下落に非ずして其浮沈より  
なきに在り假令銀の價は今より下落するも其價にして  
鞏固ならんには彼の買收法の結果として前古未曾有の  
浮沈變動を見たる過去二年間の成行に比すれば商賣の  
安全なるも疑を容る可らず故に世人の懼するのみな  
らざる銀の價も其真相を現はして自然の平準に歸するも  
と違はざる可しと信するなり

決次に跡廻しに爲し置きた  
銅、アンチモニーの輸出税を  
には石炭の輸出税に關しても  
しが結局銅の輸出税のみを免  
し銅は目下百圓に對し五圓即  
なりと云へり

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆

送信省告示第二十三號  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆  
送信大臣伯爾田清隆